平成２６年（フ）第２０６号
徳島県阿波市阿波町十善地110番地１、旧住所徳島県阿波市阿波町小倉304番地
破産者　小方　邦夫
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７６号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目２番13号（第２天神ビル401号）、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目21番８号
破産者　中島恵美子
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目21番43号
破産者　久永　知代
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番57―15号（市住5715号）
破産者　大野俊一郎
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番57―15号（市住5715号）
破産者　大野　**靜**江
１　決定年月日　平成29年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８号
北海道砂川市西１条南10丁目２番11号
破産者　井戸向友光
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
北海道岩内郡岩内町字高台191番地３　コーポ高台１号室
破産者　林　　好人
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第７９号
山形県寒河江市新山町58番地の３　フォーリストガーデンＢ　101号、住民票上の住所山形市吉原１丁目３番10号
破産者　安孫子　敏
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４９号
山形市南二番町12番17号
破産者　芦野　　茂
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０４５号
神奈川県藤沢市藤沢843番地　テラスハウス石渡、前住所神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目６番24号　鵠沼メゾン201
破産者　寺山二三彦
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２３５号
神奈川県藤沢市城南４丁目４番２号　ラピス城南105号
破産者　中　　勝広
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２６８号
神奈川県藤沢市円行１丁目14番地の61
破産者　松本　裕子
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２８９号
横浜市神奈川区菅田町1715番地　河原ビル301号、開始決定時の住所横浜市神奈川区反町１丁目11番地８　ベトンハウス403号
破産者　山崎　守康
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４号
富山市**蓮**町５丁目８番６号
破産者　小川　宏典
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３９号
静岡県磐田市豊岡6376番地85
破産者　松尾　正範
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
静岡県磐田市豊岡6376番地85
破産者　松尾貴代子
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３８１号
静岡県浜松市中区富塚町222番地の３　キャッスル御前谷２Ｂ、前住所静岡県浜松市中区布橋２丁目16番７号　レオパレス布橋103
破産者　小塲　**邦**子
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
香川県丸亀市土器町西４丁目578番地
破産者　合田　一彦
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２８０号
愛媛県松山市清住２丁目1154番地３
破産者　小島　厚子
１　決定年月日　平成29年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部